

飛島村男女共同参画推進プラン 2019-2028

男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる
男女共同参画のむらづくり



平成 31 年 3 月

飛 島 村

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	1
2	プラン策定の背景	2
3	プランの性格	4
4	プランの期間	4

第2章 プランの概要

1	プランの基本理念	5
2	プランの基本方針	6
3	施策の体系	8

第3章 プランの内容（推進施策）

1	男女がともに参画できる社会への意識づくり	
1-1	男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	9
1-2	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	12
2	男女がともに担う地域社会づくり【飛島村女性活躍推進計画】	
2-1	地域社会における男女共同参画の促進	16
2-2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	18
3	男女がともに働きやすい環境づくり【飛島村女性活躍推進計画】	
3-1	雇用の分野における男女平等の推進	19
3-2	農業・自営業における労働環境の改善	22
3-3	仕事と家庭との両立への支援	24
4	福祉の充実と生涯を通じた健康づくり	
4-1	安心して生活できる支援の充実	27
4-2	生涯を通じた健康づくりの推進	28
5	男女間の暴力の根絶【飛島村DV対策基本計画】	
5-1	男女間の暴力の根絶	29

第4章 プランの推進体制

- 1 プラン推進のための体制づくり
 - 1-1 プラン推進体制の整備…………… 33
 - 1-2 村民、村（行政）、事業所の連携…………… 33
- 2 プランの数値目標
 - 2-1 プランの数値目標…………… 34

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

わが国では、少子高齢化、人口減少、家族や地域社会の変化、経済社会のグローバル化などが進み、私たちを取り巻く環境は急速に変わりつつあります。

こうした社会の変化に対応するため、男女が個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が要請されるようになり、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。さらに翌年12月にはこの法律に基づく初めての国の計画として第1次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

愛知県では、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、平成13年3月に「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」、平成18年10月にはプランの改定、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」、平成28年3月に「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されています。

本村では、平成20年12月に、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において男女がともに参画できる社会をめざす「飛島村男女共同参画推進プラン」を、平成26年3月には見直し版である「飛島村男女共同参画推進プラン 2014-2018」を策定し、男女共同参画に関する事業の総合的な推進に努めてきました。

こうした中、平成25年6月、国は成長戦略の柱のひとつに「女性の活躍」を位置づけ、平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に、向けた動きが拡大してきました。本村においても、さらなる成長のためには、女性の活躍に向けた取組は不可欠なものになっています。

このため、本村の現状や国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえたうえで、「飛島村男女共同参画推進プラン 2019-2023」を策定します。

2 プラン策定の背景

<男女共同参画社会の形成に向けた国、国連・世界の主な動き>

年	国の動き	国連・世界の動き
1975 (昭和 50)	○総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ○婦人問題担当室業務開始	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択
1976 (昭和 51)	○「国連婦人の十年」開始	
1977 (昭和 52)	○「国内行動計画」策定	
1979 (昭和 54)		○「女子差別撤廃条約」採択
1985 (昭和 60)	○「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和 61)	○「男女雇用機会均等法」施行	
1987 (昭和 62)	○「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1991 (平成 3)	○「新国内行動計画」第一次改定	
1992 (平成 4)	○「育児休業法」施行	
1994 (平成 6)	○「男女共同参画推進本部」設置 ○「男女共同参画審議会」設置(政令) ○「男女共同参画室」設置	
1995 (平成 7)	○「育児・介護休業法」施行	○「国連世界女性会議」(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択
1996 (平成 8)	○「男女共同参画2000年プラン」決定	
1997 (平成 9)	○「男女雇用機会均等法」の改正	
1999 (平成 11)	○「男女共同参画社会基本法」施行 ○「関係法」の改正 ○「児童売春禁止法」施行	
2000 (平成 12)	○「第1次男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ○「児童虐待防止法」施行	○国連特別総会「女性 2000 年会議」開催
2001 (平成 13)	○内閣府「男女共同参画局」設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行	
2003 (平成 15)	○「次世代育成支援対策推進法」施行 ○「児童福祉法」の改正	
2004 (平成 16)	○「DV防止法」の改正	
2005 (平成 17)	○「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「育児・介護休業法」の改正	○国連婦人の地位委員会「北京+10」開催
2006 (平成 18)	○「男女雇用機会均等法」の改正	
2007 (平成 19)	○「パートタイム労働法」の改正 ○「DV防止法」の改正	
2008 (平成 20)	○「仕事と生活の調査推進室」設置 ○「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (平成 21)	○「男女共同参画会議」開催	
2010 (平成 22)	○第3次男女共同参画基本計画閣議決定	○第54回国連婦人の地位委員会<「北京+15」記念会合>開催
2011 (平成 23)		○「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略称UN Women)」正式発足
2012 (平成 24)		
2013 (平成 25)	○「DV防止法」の改正	
2014 (平成 26)	○「男女雇用機会均等法」改正	
2015 (平成 27)	○「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ○第4次男女共同参画基本計画策定	
2017 (平成 29)	○「改正男女雇用機会均等法」施行 ○「改正育児・介護休業法」施行	

○ 国・県の動向

(1) 国

<第4次男女共同参画基本計画の概要（平成27年12月策定）>

めざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

基本計画において改めて強調している視点

- ① あらゆる分野における女性の活躍
- ② 安全・安心な暮らしの実現
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- ④ 推進体制の整備・強化

(2) 愛知県

<あいち男女共同参画プラン2020の概要（平成28年3月策定）>

基本目標

人が輝き、すべての人が活躍する愛知

基本理念

すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現

重点目標

- ① 男女共同参画社会に向けての意識改革
- ② あらゆる分野における女性の活躍の促進
- ③ 安心して暮らせる社会づくり

3 プランの性格

このプランは、国民が男女の差別なく豊かな社会を築くために努力すべき方向を指し示した「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月施行）第14条3項に基づく「市町村男女共同参画プラン」であり、飛島村が促進する男女共同参画社会の形成に関する施策について基本的なプランを定めるものです。

このプランは性別にかかわらず、すべての人が家庭、職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野に平等に共同して参画し、ともに住みやすい地域を支えていくために策定するものです。

このプランは、国の男女共同参画基本計画及び県のプランをはじめ、飛島村における総合計画その他関連計画との整合性を持つプランとして位置づけられるものです。

また、このプランの基本方針「2 男女がともに担う地域社会づくり」及び「3 男女がともに働きやすい環境づくり」を「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として、「5 男女間の暴力の根絶」に係る施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とみなします。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

4 プランの期間

このプランは、2019年度から2028年度までの10か年のプランです。期間内であっても事業の進捗状況、社会情勢の変化等によって必要に応じて見直しを実施します。

第2章 プランの概要

1 プランの基本理念

男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる 男女共同参画のむらづくり

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会です。その社会を実現していくためには、家庭・地域・職場などあらゆる分野で男女がお互いを認め思いやる心を育み、各人の個性と能力を十分発揮できる環境づくりを進めていかなければなりません。

本村では、「小さくてもキラリと光る村 とびしま」をめざし、「男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる男女共同参画のむらづくり」を基本理念として各種施策を推進してきました。

今後においても、この理念を継承して各分野の施策の一層の充実を図りながらプランを推進していきます。

男女共同参画社会とは・・・



男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

2 プランの基本方針

本プランの基本理念である『男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる男女共同参画のむらづくり』をめざして、以下の5つの基本方針を踏まえながら、その達成に向けて各種施策を進めていきます。

1 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。その社会を実現するために、人々の意識や社会の中で根強く残っている性別に基づく固定的な性別役割分担意識の見直しを図り、男女共同参画に関する認識を深めていけるよう意識啓発、情報提供を行っていきます。

男女共同参画社会は女性だけでなく、男性や子どもを含めたすべての人にとって暮らしやすい社会です。男性自身が固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう、意識啓発を行うとともに、家庭生活や地域社会へ参加するきっかけとなるような支援を進めていきます。

また、子どもの頃からの人権意識の啓発や男女平等についての取り組みは、次世代を担う人づくりという点でとても重要となるため、幼い頃からの男女共同参画の理解の促進を図っていきます。近年、社会問題となっている児童虐待の防止についても大きな課題であり、児童虐待の早期発見・対応、発生の予防など子どもが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりを進めていきます。

2 男女がともに担う地域社会づくり【飛島村女性活躍推進計画】

地域社会での男女共同参画を推進するために、男性・女性にかかわらず積極的に地域活動への参画を促進し、ネットワークづくりを進めます。また、男女共同参画社会の実現のためには、これまで男性中心になりがちであった政策・方針決定過程の場へ女性が積極的に参画できる環境づくりとしてポジティブアクション^{※1}を進めていくとともに、地域活動を通してエンパワーメント^{※2}を推進していきます。

※1 ポジティブアクション: 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

※2 エンパワーメント: 政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在になるため、個々の女性が自らの意識と能力を高め、主体的に考え、行動し、責任を分担できる「力をつけること」を意味します。

3 男女がともに働きやすい環境づくり【飛島村女性活躍推進計画】

男女共同参画社会は、男女がともに仕事と家庭生活・地域活動のバランスを取り、責任を分担しながら支えあい、心豊かで充実した生活を送ることができる社会です。その社会を実現するため、働きやすい環境整備を進めるとともに、男女の働き方の見直しなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識を啓発していきます。また、少子高齢化による労働力不足や消費者のニーズの多様化、グローバル化などに対応する上で有益な、多様な人材を積極的に活用しようとする考え方（ダイバーシティ^{※1}）を推進していきます。

さらに、女性の職業能力の向上及び再就職など様々なチャレンジ支援の情報提供を行います。

※1 ダイバーシティ: 「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

4 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

「日本一健康長寿村」に向けて、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、介護保険サービスや障害福祉サービスなどの福祉サービスを充実させるとともに、ねたきりや介護状態にならないための介護予防施策を継続して実施していきます。また、高齢者や障がい者の虐待防止も重要な課題であり、早期発見・対応、発生予防の体制づくりを進めていきます。

健康については、思春期、青年期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な施策を推進するなど、生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

5 男女間の暴力の根絶【飛島村DV対策基本計画】

男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっています。

今まで本村で進めてきたDV防止啓発、相談窓口の周知、被害者の早期発見の体制整備などのDV対策の重点化を図るとともに、県や関係機関、庁内関係各課との連携を一層強化していきます。特に近年は、学生など若年層における男女間の暴力（デートDV）が問題視されており、DV防止のための教育や啓発を進めていきます。

3 施策の体系

男女がお互いを認め思いやり、個性と能力が発揮できる男女共同参画のむらづくり	1 男女がともに参画できる社会への意識づくり		推進施策
	1-1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実	1-1-1 人権に関する啓発・相談活動の充実 1-1-2 男女共同参画意識の高揚 1-1-3 男女共同参画に関する学習機会の充実	
	1-2 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	1-2-1 男性にとっての男女共同参画の推進 1-2-2 子どもにとっての男女共同参画の推進	
	2 男女がともに担う地域社会づくり【飛鳥村女性活躍推進計画】		推進施策
	2-1 地域社会における男女共同参画の促進	2-1-1 人材の育成と地域活動の促進 2-1-2 地域活動等への参画の促進	
	2-2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	2-2-1 審議会、委員会等への女性の登用推進	
	3 男女がともに働きやすい環境づくり【飛鳥村女性活躍推進計画】		推進施策
	3-1 雇用の分野における男女平等の推進	3-1-1 男女の均等な雇用機会の確保と推進 3-1-2 女性のチャレンジ支援	
	3-2 農業・自営業における労働環境の改善	3-2-1 家族就労者の労働環境の向上	
	3-3 仕事と家庭との両立への支援	3-3-1 育児との両立支援策の充実 3-3-2 介護等との両立支援策の充実 3-3-3 ひとり親家庭への支援の充実	
	4 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり		推進施策
	4-1 安心して生活できる支援の充実	4-1-1 高齢者や障がい者の自立への支援	
	4-2 生涯を通じた健康づくりの推進	4-2-1 男女の健康づくりへの支援 4-2-2 母子の健康づくりへの支援	
	5 男女間の暴力の根絶【飛鳥村DV対策基本計画】		推進施策
	5-1 男女間の暴力の根絶	5-1-1 男女間の暴力を根絶するための教育・啓発の充実 5-1-2 被害者の支援体制・相談窓口の充実	

第3章 プランの内容 (推進施策)

1 男女がともに参画できる社会への意識づくり

1-1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会です。その社会を実現するためには、まず男女の不平等感を解消していくことが重要となります。

社会全体でみた場合の男女の地位の平等については、“男性の方が優遇されている” ※1 と答えた割合は約7割（66.3%）、“平等である”は約2割（17.5%）となっています。この結果は平成20年と平成25年調査を比較すると、男性優遇意識が減少し、平等意識が増加していますが、まだまだ男性優遇意識が強くみられる結果となりました。（図1）

社会全体も含めた各分野での男女の地位の平等の状況については、平成20年と平成25年の調査を比較するとすべての分野で男性優遇意識が減少していますが、国と比較してみると「地域社会の場」での男性優遇意識の割合が大きくなっていることがわかります。今後は「地域社会の場」に重点を置きながら男女共同参画意識を啓発していく必要があります。（表1）

結婚や家庭の考え方では、“夫は外で働き、妻は家庭を守るべき”の「賛成」（そう思う） ※2 は47.4%、「反対」（そう思わない） ※3 は37.2%と賛成が反対を上回っており、男女別にみても同じ傾向がうかがえますが、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、なお一層の意識改革が必要であると考えられます。（図2）

※1 「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

※2 「賛成である」+「どちらかといえば賛成である」 ※3 「反対である」+「どちらかといえば反対である」

図1：男女平等の意識

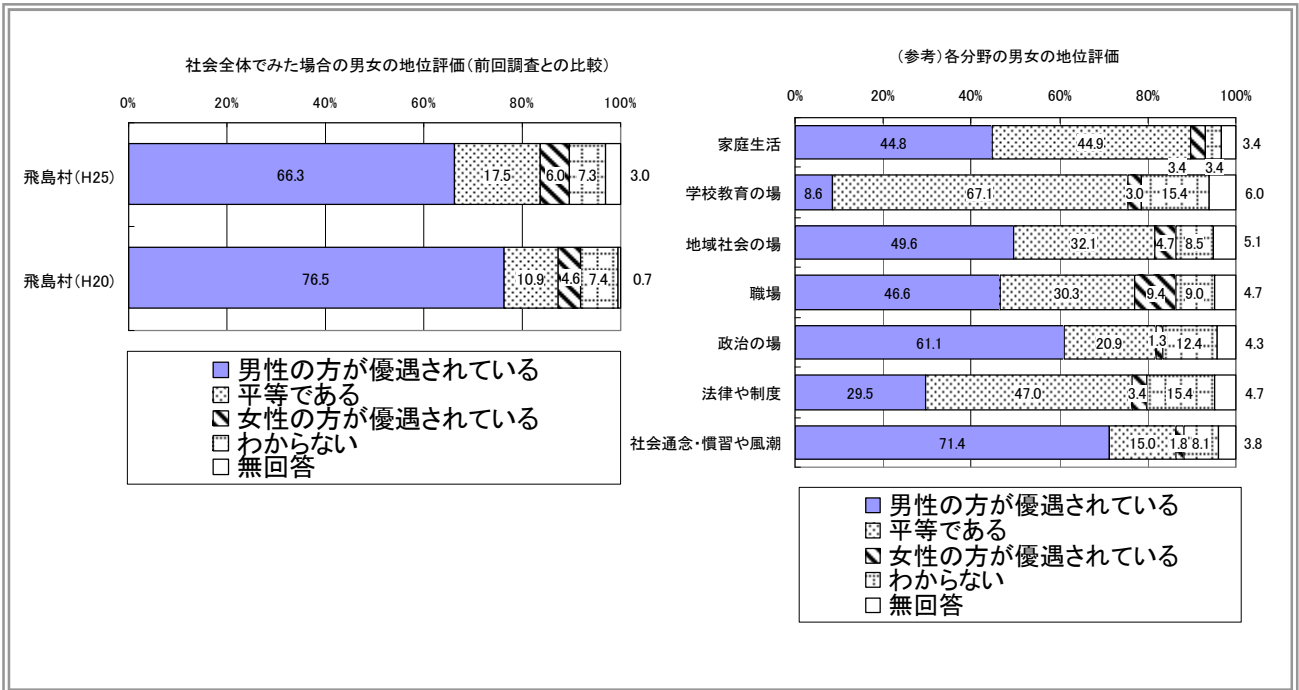
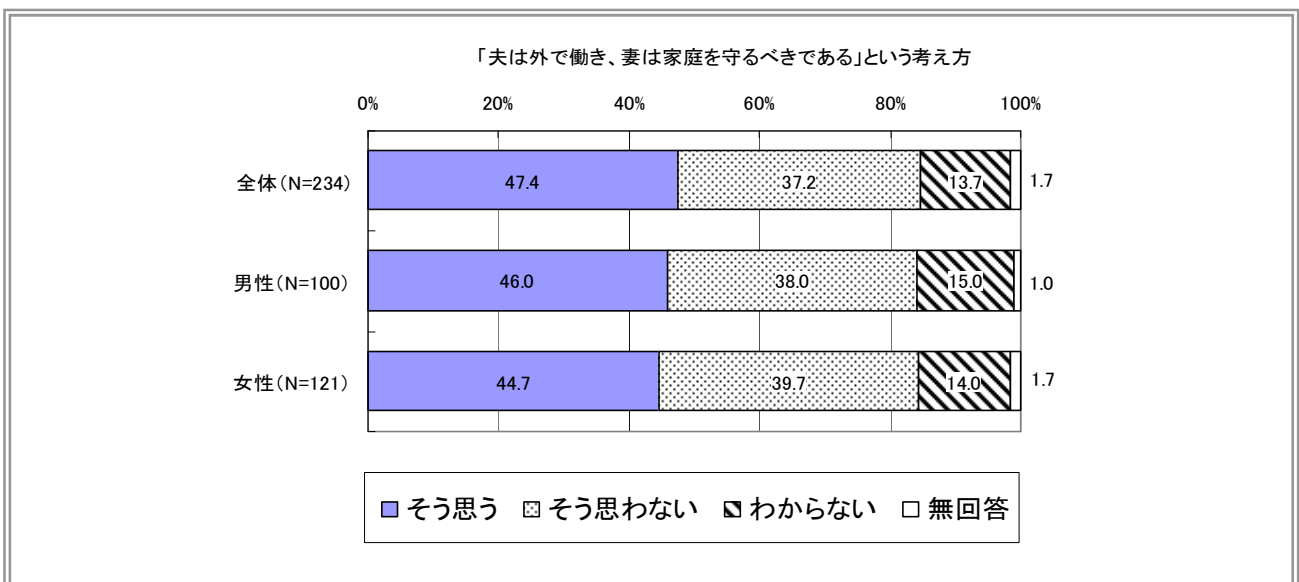


表1：各分野における男女の地位の評価における“男性優遇”の割合（H20年、H25年調査の比較）（%）

全体	家庭生活	学校教育	地域社会の場	職場	政治の場	法律や制度	社会通念、慣習等	社会全体
H25	44.8	8.6	49.6	46.6	61.1	29.5	71.4	66.3
H20	58.9	13.4	64.5	63.2	75.1	42.1	79.7	76.5
差	-14.1	-4.8	-14.9	-16.6	-16.0	-12.6	-8.3	-10.2
国(H24)	43.2	13.4	33.4	57.7	74.0	38.2	70.3	69.9

図2：性別役割分担意識（H25）



1-1-1 人権に関する啓発・相談活動の充実

男女の人権が尊重され、差別や偏見がなくなるよう、人権意識を広く啓発するとともに人権擁護委員等の相談活動の充実を図ります。

1-1-2 男女共同参画意識の高揚

男女がお互いを思いやり、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、広報などを活用して、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための啓発活動を推進します。また、男女共同参画週間（6月23日～29日）には啓発を強化していきます。

1-1-3 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画の意識を啓発していくためには、村民が男女共同参画の視点を取り入れた講座等に参加する機会を増やすことが重要であるため、男女共同参画に関するセミナーや生涯学習講座・家庭教育講座の開催など学習機会の充実を図ります。また、男性向けの料理教室や子育て講座など身近なテーマを通して男性も参加しやすい環境づくりに努めます。

1-2 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、女性だけでなく、男性や子どもにとっても暮らしやすい社会です。アンケート調査で男性の仕事・家事・プライベートの理想と現実について聞いたところ、仕事をしている男性の多くは仕事優先になっていますが、できるならば仕事・家事・プライベートをそれぞれ優先したいと考えています。（図3）また、男性が家庭活動（家事、子育て、介護、地域活動等）に参加するために、必要なことは何かを聞いたところ、“夫婦や家族間でのコミュニケーションを図る”（62.8%）が最も多く、以下、“家事への参加に対する抵抗感をなくす”（44.0%）“社会の中で男性による家事についてその評価を高める”（43.6%）が続いています。（図4）

これらの調査結果から、男性の理想は家事もプライベートも充実させたいと考えており、その意向を踏まえたうえで、男性に対してまず家事参加等のきっかけづくりを行うことが必要であるといえます。

子どもがどのような人になってほしいかをアンケート調査で聞いたところ、男の子に期待する人物像は“思いやりや優しさのある人”“責任感のある人”“家庭・家族を大切にする人”、女の子については、“思いやりや優しさのある人”“家庭・家族を大切にする人”“素直な人”がそれぞれ上位に入りました。このように、思いやりや優しさは共通していますが、男の子には「責任感」、女の子には「家庭・家族を大切にすること」が求められており、性別によって期待する人物像が違うことがわかります。（図5）

そのため、次世代を担う子どもたちが個性と能力が十分発揮することができるよう、家庭、地域、学校などが連携し、子どもたちの成長を支えるための環境づくりを進めていく必要があります。



図3：仕事・家事・プライベートの理想と現実について（H25）

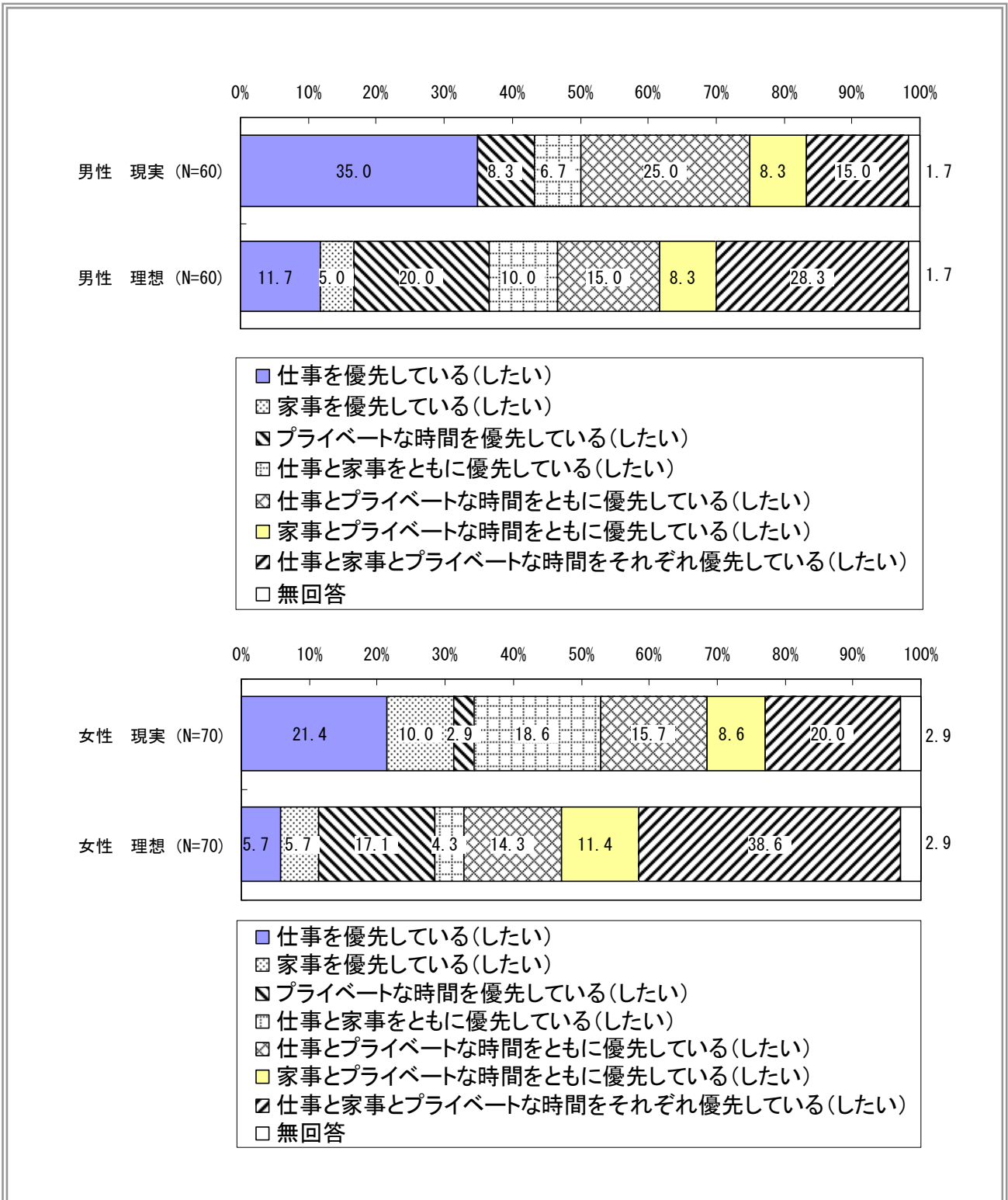


図4：男性が家庭活動に参加するために必要なことについて(H25)

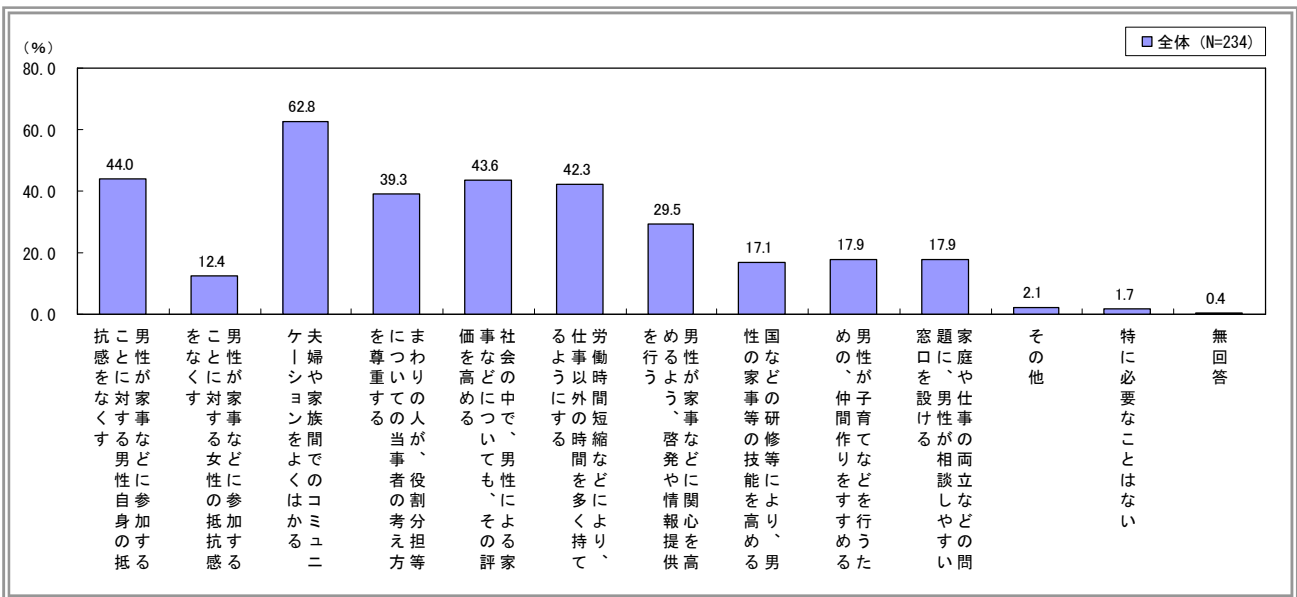
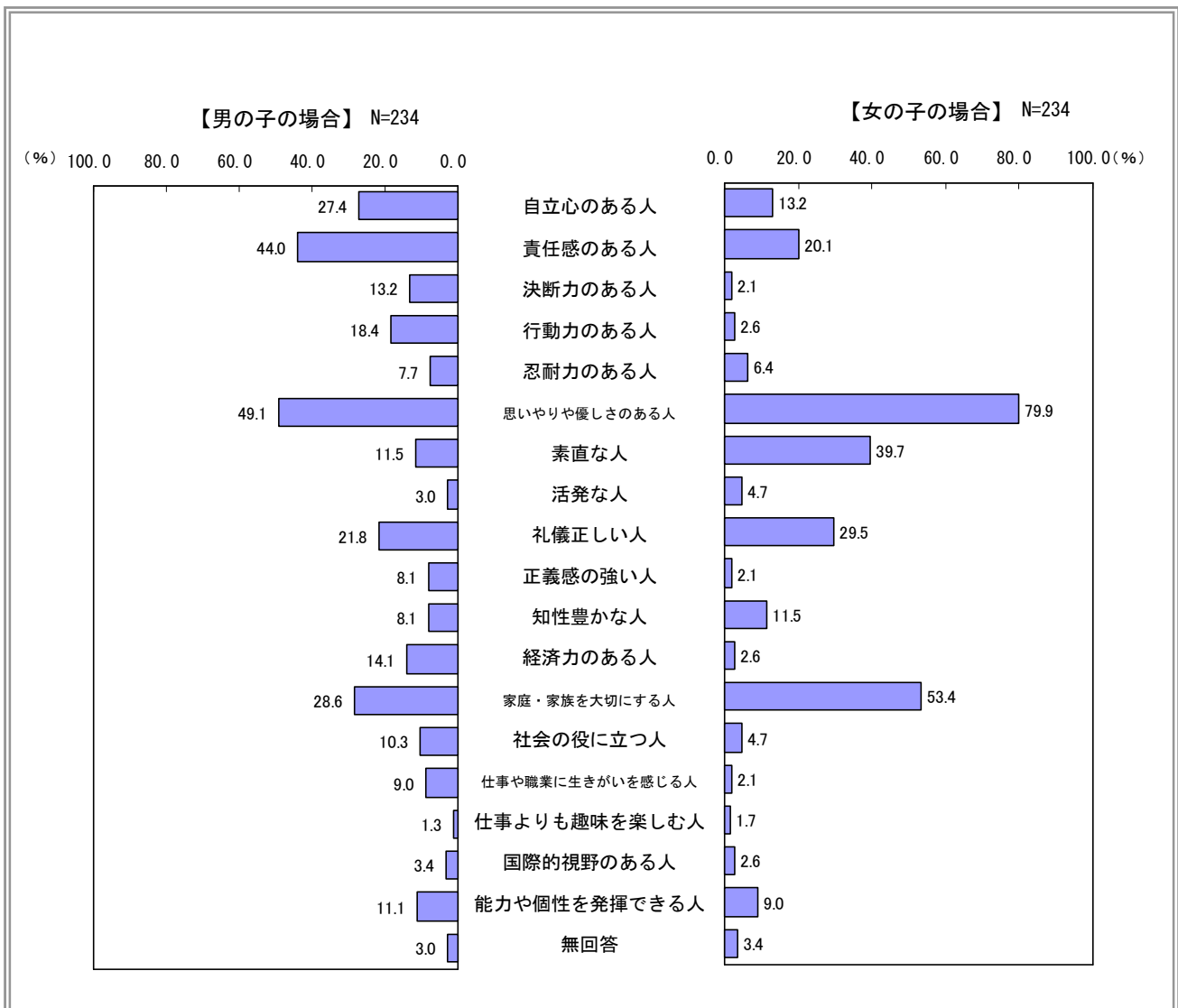


図5：子どもがどのような人に育つことを期待していますか(H25)



1-2-1 男性にとっての男女共同参画の推進

男女があらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会を実現するため、女性だけでなく、男性自身が固定的な役割分担意識にとらわれないことがないよう、意識改革を促すための広報・啓発活動を推進します。また、男性が積極的に家庭生活や地域生活へ参加できるようきっかけづくりを行います。

1-2-2 子どもにとっての男女共同参画の推進

子どもの頃からの人権意識の啓発や男女平等についての取り組みは、次世代を担う人づくりという点でとても重要となるため、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、指導する立場である教職員等に対しても意識の啓発を図ります。また、子どもが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりを促進します。

2 男女がともに担う地域社会づくり

2-1 地域社会における男女共同参画の促進

男女共同参画を推進するためには、男性・女性にかかわらず積極的に地域活動へ参画し、お年寄りから子どもまで様々な世代間の交流を促進することが重要であり、これは活気のあるむらづくりへとつながっていくと考えられます。

地域活動への参加状況についての調査結果をみると、全体の約7割（68.3%）^{※5}が何らかの地域活動に参加していますが、「参加したことがない」人も多く、女性では約4割（36.4%）みられます。（図6）その女性の社会参画のために必要なこととして、“女性自身が積極的に参加しようとする”（80.8%）、“女性の能力開発の機会を設ける”（73.5%）“女性の参画に対し村民への意識啓発を図ること”（62.3%）となっています。（図7）

こうした結果から、今後は、女性に対して参加しやすい環境づくりを進める一方、女性自身の積極的な参画を求めることも必要であると考えられます。地域社会での男女共同参画として、災害時における共同参画があります。国の男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針では、「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」「『主体的な担い手』として女性を位置づける」「災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する」等の基本的な考え方が示されており、本村においても国の方針を踏まえ、うたで施策を検討していく必要があります。

※5 全体から「参加したことがない」と「無回答」を除いた割合



図6：地域活動について (H25)

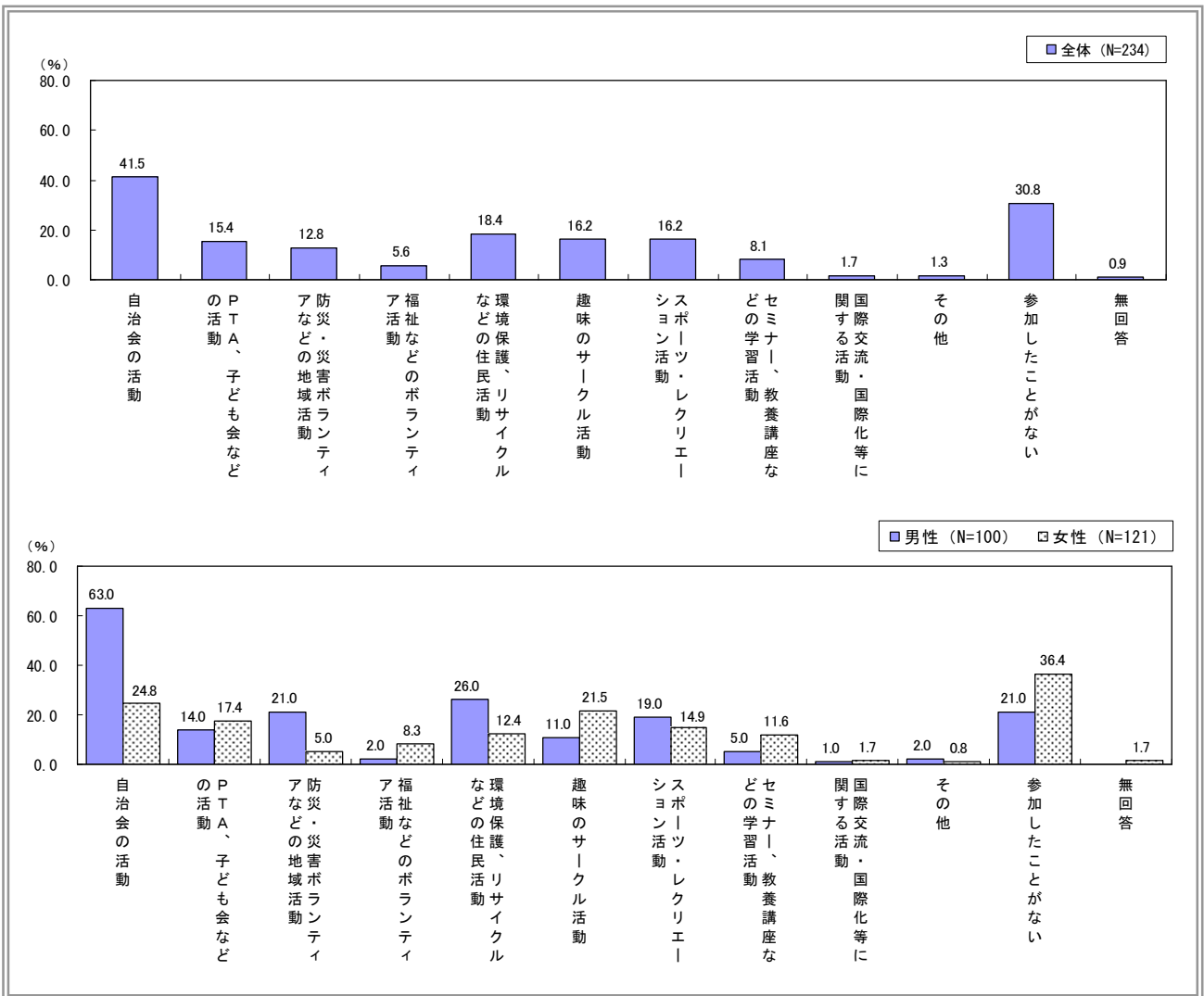
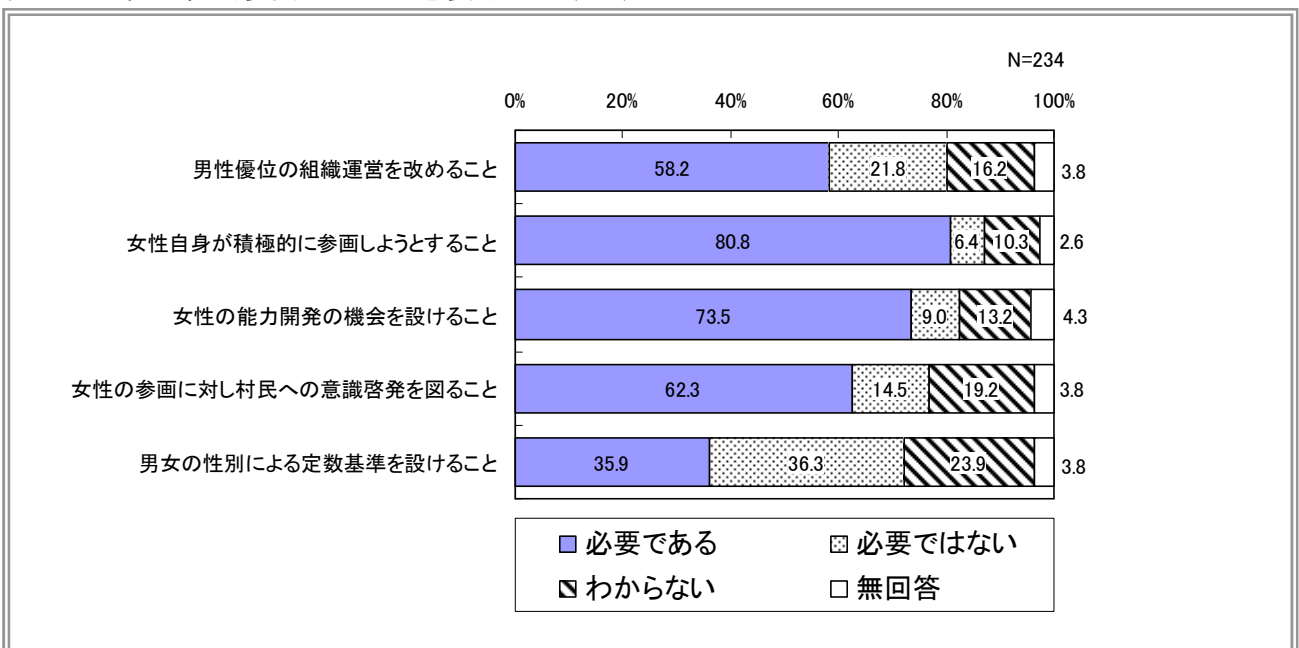


図7：女性の社会参画について必要なこと (H25)



2-1-1 人材の育成と地域活動の促進

男女共同参画を定着させていくため、安全で安心できる地域づくりのための課題解決に向けて、男性リーダー・女性リーダーを育成するとともに、地域の自治会やグループなどによる男女共同参画のネットワークづくりを促進していきます。

2-1-2 地域活動等への参画の促進

地域活動は、村民の生活を豊かにするとともに活気のあるむらづくりを推進するには欠かすことができないため、村民に地域活動への参加を促します。

また、本村で推進している国際交流、環境問題や防災対策においても、男女共同参画の視点を持って事業推進を図り、見直すことでさらに地域の活性化を図っていきます。

2-2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本村の審議会等への女性登用率は、平成30年4月1日現在、18.56%にとどまっており、県や他の自治体と比較しても低く、女性の議会議員についてもいない状況となっています。

調査結果では、地域社会や職場など政策・方針決定の場において、女性が参画していくために必要なことについてみると、先述のように全体では“女性自身が積極的に参画しようとする”が最も多くなっています。（図7）

このような結果から、政策・方針決定の場の女性の参画のためには、女性自身の積極性や女性の能力開発の機会の提供が必要であると考えられます。また、本村における審議会や委員会などの女性委員については、人材の発掘や育成に力を入れる必要があります。

2-2-1 審議会、委員会等への女性の登用推進

政策・方針決定過程の場へ女性が参画できる環境づくりを進めるため、本村における審議会や委員会等への女性の登用を促進し、女性登用率を国の行動指針である2020年までに30%を目標として定めます。また、村役場においても、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）により、女性管理職の増加を促します。

3 男女がともに働きやすい環境づくり

3-1 雇用の分野における男女平等の推進

雇用の分野における男女平等は、昭和61年の男女雇用機会均等法の施行から現在まで着実に推進され、女性の就労環境は改善されてきました。これまで法律で定められた部分については一定の成果はみられたものの、職場で“男性の方が優遇されている”^{※6}という考え方が約5割を占めるといふ調査結果からわかるように、実際には、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、まだまだ女性が働きやすいと感じられる状況には至っていないと考えられます。(図8)したがって、事業主に対して、男女の機会均等と待遇の確保の徹底や、働く男女に対して働きやすい職場づくりを促していく必要があります。

調査結果では、女性が仕事をもつことについて、“結婚、出産、育児にかかわらず、ずっと職業をもち続ける方がよい”という「職業継続型」を支持する意見が45.3%と約半数を占め、次いで“子どもができたらずやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい”という「中断再就職型」を支持する意見が32.1%となっています。(図9)このように「職業継続型」の雇用を多くの方は希望しており、近年の経済状況を反映した就労ニーズの高さがかがえます。また、結婚や出産、育児のため仕事をやめても、また働くことができるよう、職業能力を高めるための支援など、雇用環境の整備が重要となっています。

※6 「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

図8：職場における男女の平等について（H25）

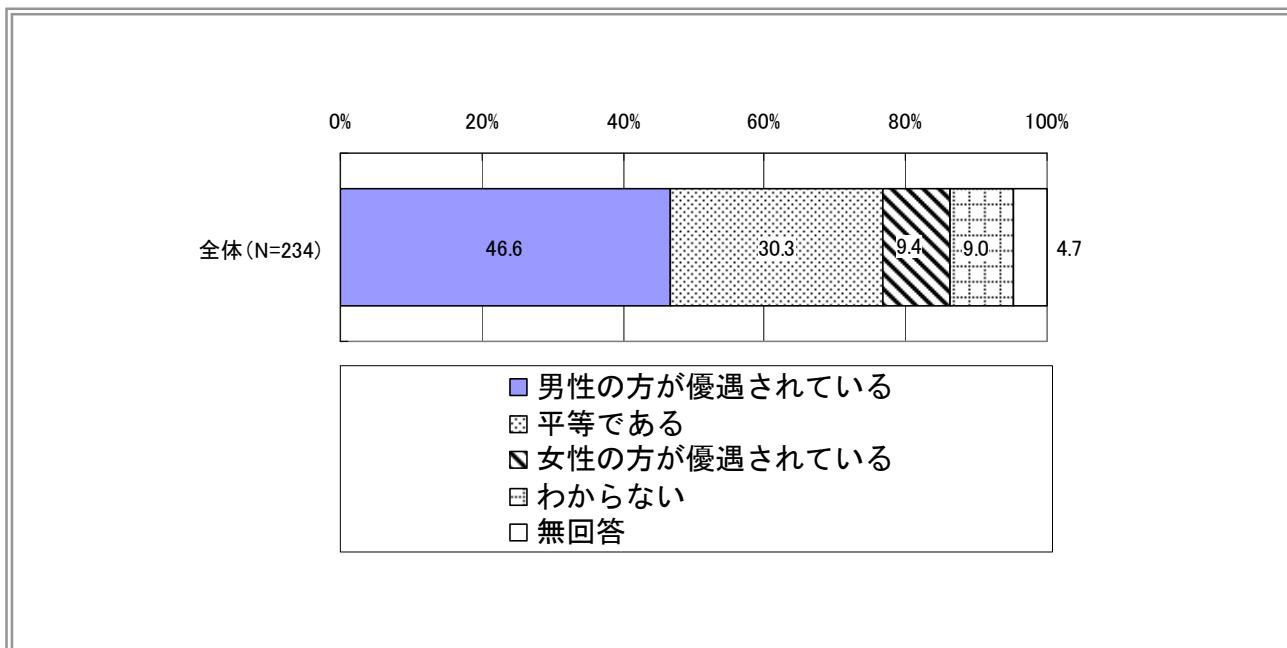
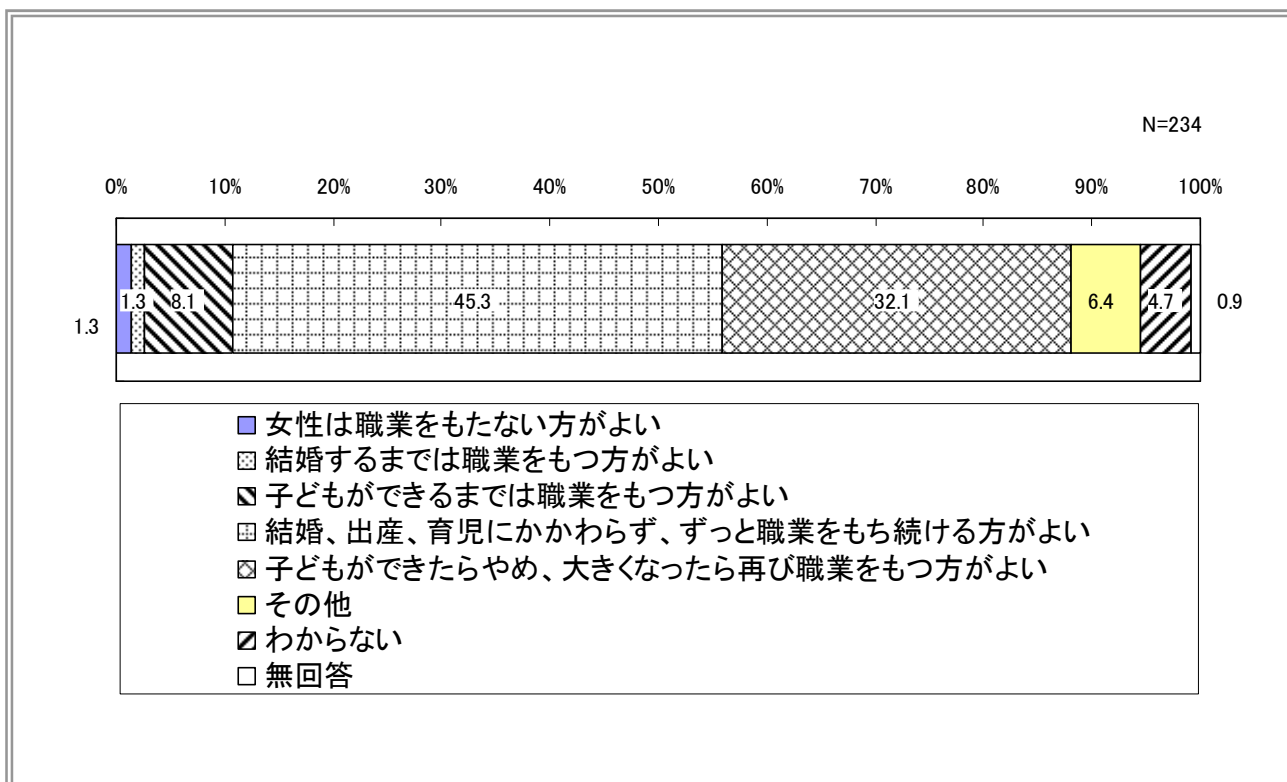


図9：女性が職業をもつことについて（H25）



3-1-1 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県等の関係機関と連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保について周知を図ります。また、労働関連法令の周知・啓発や労働条件に関する情報提供を推進します。

3-1-2 女性のチャレンジ支援

男女がともに生きがいをもって暮らす、豊かで活力に満ちた社会の形成には、女性の積極的な社会進出が重要となるため、女性の職業能力の向上及び再就職など様々なチャレンジ支援の情報提供を行います。

3-2 農業・自営業における労働環境の改善

本村における農業・自営業の就業者の約半数は女性であり、女性は大きな役割を担っているといえます。

調査回答者に占める農業・自営業の割合は15.4%となっています。家族従業者の状況は、“1日の就業時間が決まっていな人”が47.2%となっており、労働条件が明確にされていない家族従業者の実態がうかがわれる結果となっています。（図10）

また、“家族経営協定は必要ない”という意見が52.8%と半数以上を占めますが、“既に協定を締結しており、今後も必要に応じて見直しをしたい”という意見も前回調査から微増しています。（図11）

今後は締結数が増加するよう、家族経営協定の必要性をさらに啓発していくことが必要です。

図10：農業・自営業者の職場の状況について（H25）

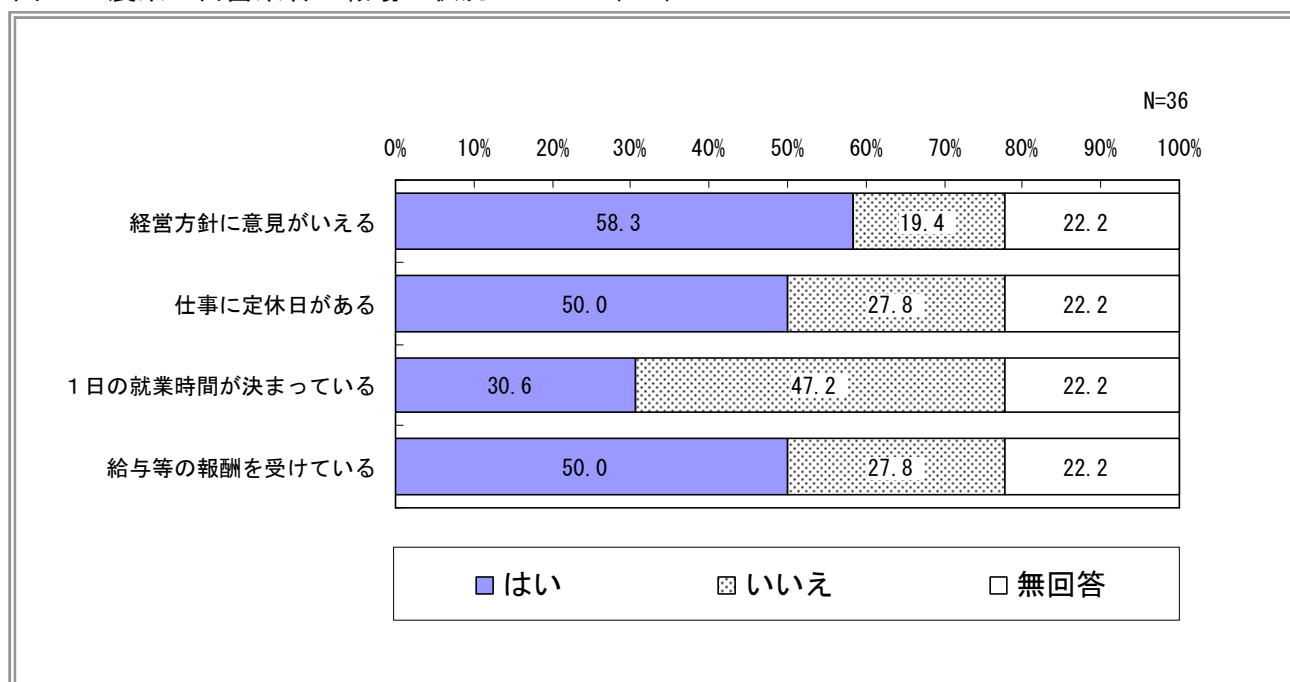
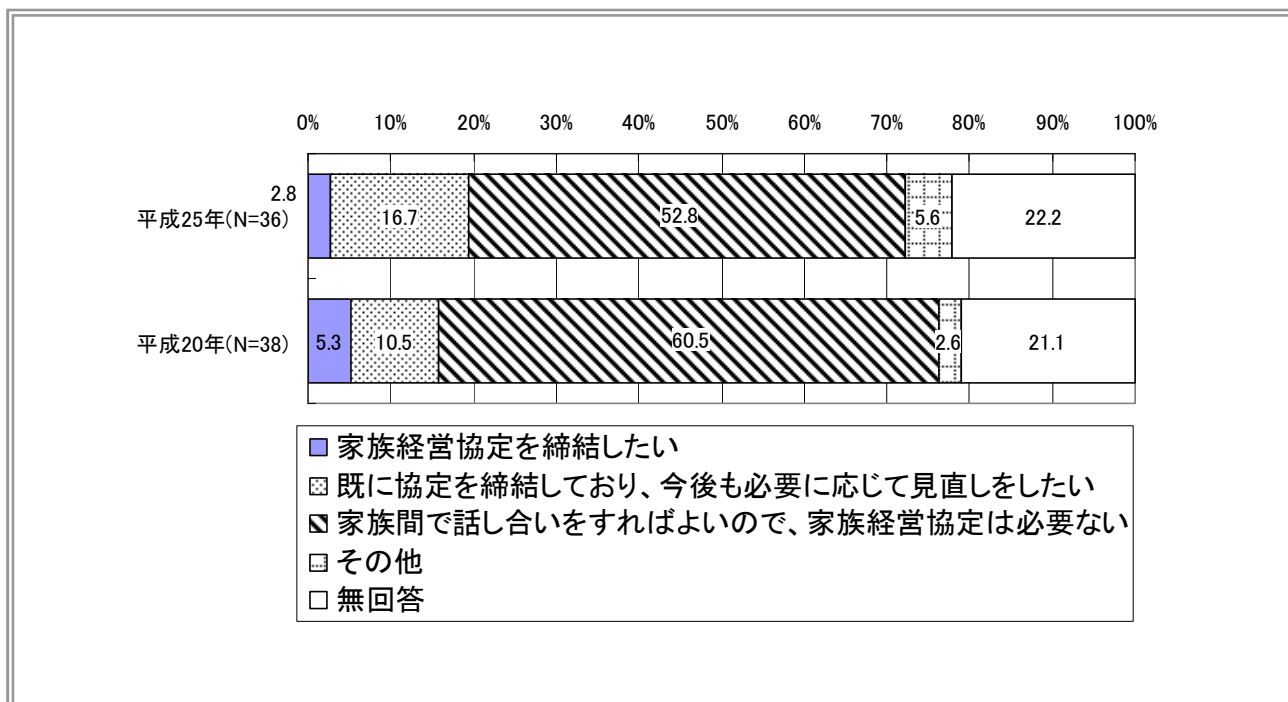


図 11：家族経営協定について (H25)



3-2-1 家族就労者の労働環境の向上

農業や自営業に従事する家族従業者に対して「家族経営協定」に関する情報提供等を行い、経営への参画や労働条件の改善など労働環境の向上の支援をします。

3-3 仕事と家庭との両立への支援

男女共同参画社会への第一歩として、男女が安心して子どもを育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことが重要であると考えられています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する調査結果をみると、仕事をしている人の63.0%が“バランスが取れている”^{※7}と答え、半数を超えていますが、“バランスが取れていない”^{※8}と不満を持っている人も34.8%みられました。（図12）これは、男女別にみても、同様の傾向となっています。

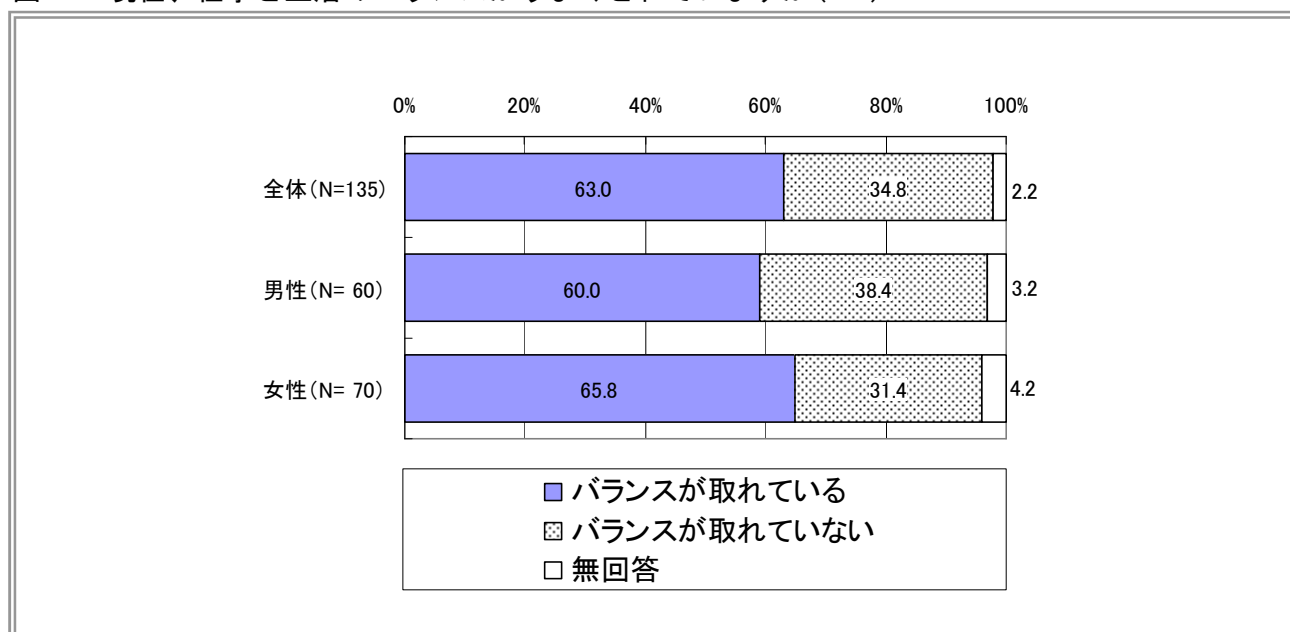
男女共同参画社会の実現のために、行政に望むことについては、“子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する”“子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する”“保育の施設や、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する”が4割を超え多くなっています。（図13）この3項目は平成20年の調査の上位3位であり、今後も子育て・介護をしながらでも働くことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

介護については、介護保険サービスが拡充されたことに伴い、家族介護が軽減されてきていますが、主な介護者の多くは女性であり、この傾向は平成20年の調査と比較しても変わりません。（図14）介護と高齢者虐待の問題は関係が深いので、介護者に過度な負担が集中することなく介護が継続できるように、介護保険サービスの利用促進や介護者への支援を充実させる必要があります。また、高齢者虐待防止の啓発や高齢者の権利擁護の必要性について周知徹底していく必要があります。

※7 「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

※8 「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」

図12：現在、仕事と生活のバランスがうまくとれていますか（H25）



3-3-1 育児との両立支援策の充実

男女が安心して子どもを育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことが重要であるため、保育サービスの充実をはじめ、児童手当や育児奨励金などの経済的支援、育児休業制度の利用促進などにより、育児と仕事を両立することができるよう子育て支援策を充実していきます。また、男女が子育てを協力して行う意識を啓発し、男性の育児や家庭生活への参加を促進します。

3-3-2 介護等との両立支援策の充実

家族介護の状況に関する調査結果においても、自宅で介護している家庭のうち約7割が女性が介護していることから、女性のみならず男女がともに介護を担う意識づくりの啓発を図ります。また、介護保険サービスの充実や介護休業制度などの利用を促進し、介護者への支援の充実を図ります。

3-3-3 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や経済的支援を通して、生活の安定と自立した生活への支援を行います。

4 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

4-1 安心して生活できる支援の充実

少子高齢化が進行する中で、本村においては平成30年4月1日現在、高齢化率は28.2%と約4人に1人が65歳以上となっています。高齢化の進展に伴い、ねたきり高齢者や介護を必要とする高齢者、障がい者も増加傾向にあります。こうした状況の中、「日本一健康長寿村構想」に基づき、高齢者や障がい者に対する福祉施策が推進されています。

今後もねたきりや介護状態にならないための介護予防等の施策を継続するとともに、高齢者や障がい者が住みなれた地域で安心して自立した生活ができるよう支援していく必要があります。また、高齢者や障がい者が豊かで充実した生活を送るためには、社会への参加はとても重要であり、地域活動や福祉ボランティア活動などへの参加を働きかけていく必要があります。

4-1-1 高齢者や障がい者の自立への支援

高齢期の男女や障がいのある男女が必要とする福祉サービスや健康づくり、高齢者の見守り等により、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

4-2 生涯を通じた健康づくりの推進

男女共同参画のむらづくりの実現には、男女が生涯にわたり、健康で充実した生活を送ることが必要不可欠です。そのため、本村においては、「日本一健康長寿村構想」に基づき、男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための各種健康診断や相談などの健康づくり施策が推進されています。

今後も思春期、青年期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な施策を推進するなど、生涯を通じた健康の保持増進を図る必要があります。特に女性の妊娠・出産に際しては、健診などの保健事業を通じて病気予防に努めるとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう相談支援を充実させていく必要があります。

また、思春期においては、一生の中で最も多感で身体の発育も著しい時期といえます。同時に、心身のバランスが不安定になる時期であり、喫煙、飲酒、薬物使用など、近年、心の問題を抱える子どもが増加傾向にあります。さらに、性の早熟化の傾向が進んでおり、早い時期からの思春期保健対策が課題となっています。そのため、10代の若者のHIVや性感染症、予期しない妊娠などの防止に向けて、年齢に応じた適切な教育が必要となります。

4-2-1 男女の健康づくりへの支援

男女が健康を保ち、生きがいに満ちた日本一の健康長寿村づくりの推進のため、健康状態に合わせた適切な自己管理ができるよう各種健診事業や健康教室、健康相談などの充実を図ります。

4-2-2 母子の健康づくりへの支援

生涯を通じた女性の健康の保持増進のため、妊娠・出産期における女性の各種健診や保健指導・相談などの健康支援、出産後の育児支援を充実させていきます。

5 男女間の暴力の根絶

5-1 男女間の暴力の根絶

配偶者等からの暴力を意味するドメスティック・バイオレンス（DV）は、近年大きな社会問題となっています。また、恋人関係における暴力行為はデートDVと呼ばれ、DVの低年齢化、若年層への被害の拡大が指摘されています。こうしたDVの多くは、家庭という閉ざされた空間で発生するという性質から発見されにくく、家庭内のことであるため他者への相談をためらってしまうという傾向があります。また、暴力から逃れたいと思っただとしても、その後の生活に対する不安を感じ、自分さえ我慢すればと思いとどまってしまう人もいます。

アンケート調査では、“何らかの暴力を受けたことがある人”^{※4}の割合は、約6人に1人の割合（17.1%）であることがわかりました。男女別では、女性では、約5人に1人での割合（19.8%）、男性は約8人に1人という割合（12.0%）になっています。

被害の内容は、“大声でどなられたり、暴言を吐かれたことがある”という回答が9.0%と最も多くなっており、“身体的な暴力を受けたことがある”という回答も3.4%と少数ながらも増えてきています。（図15）また、相談の有無については、被害にあっても誰にも相談しない人が47.5%と約半数を占めています。相談しなかった理由としては、“相談するほどのことではないと思ったから”（63.2%）、“自分にも悪いところがあると思ったから”（26.3%）、“相談しても無駄だと思ったから”（21.1%）などの理由が多くなっています。（図16）

調査結果からみて、本村においても配偶者や恋人などからの暴力が存在すると捉え、家庭内で行われている暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を徹底していく必要があります。また、DV防止についての啓発、相談体制の充実、被害者の保護・自立への支援のため県や関連機関との連携が重要となります。さらには、若年層を対象としたDV防止のための教育や啓発についても力を入れていく必要があります。

※4 全体から「そのようなことはなかった」と「無回答」を除いた割合

図15：これまでに配偶者や恋人などから受けた暴力について(H25)

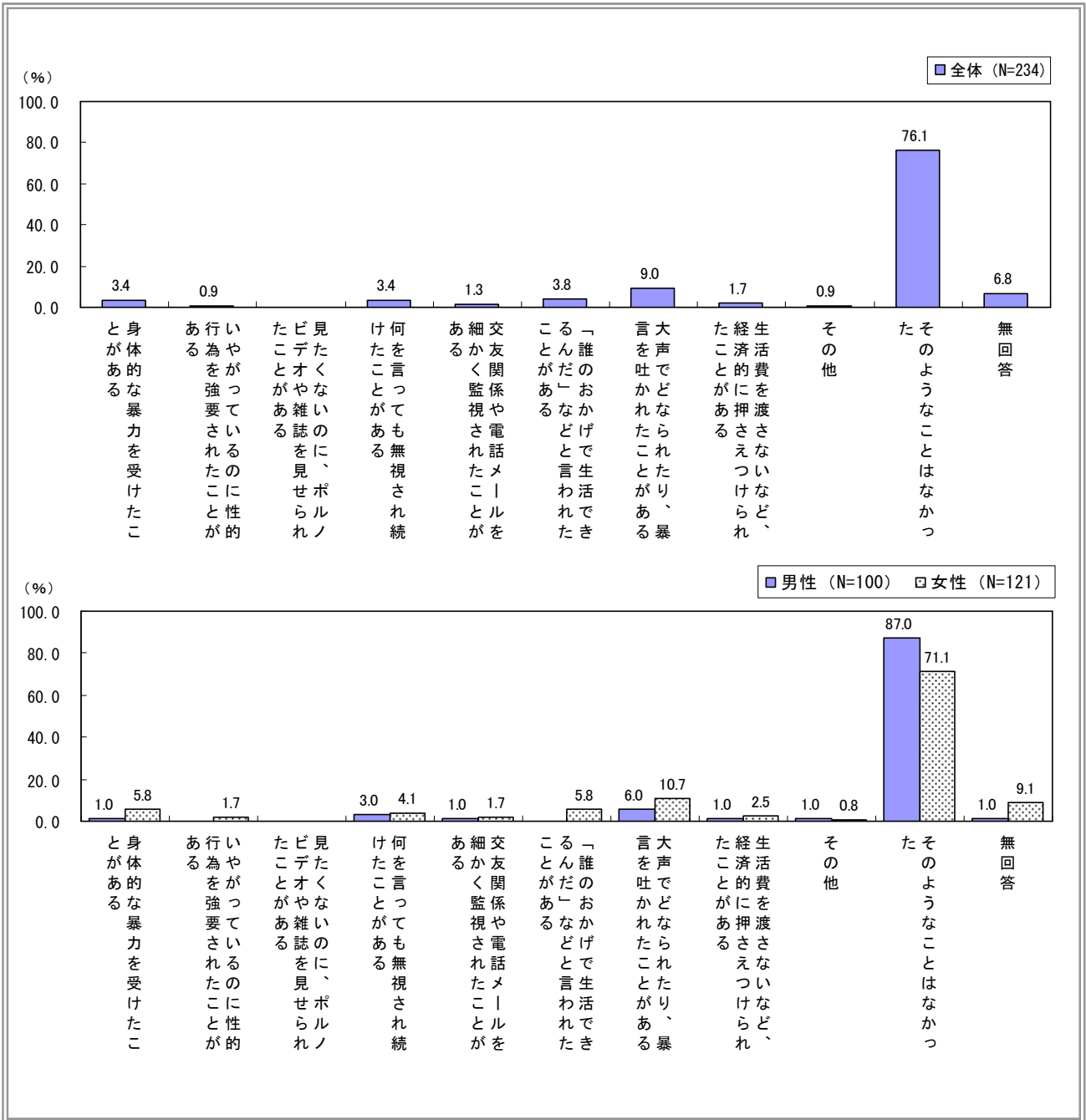
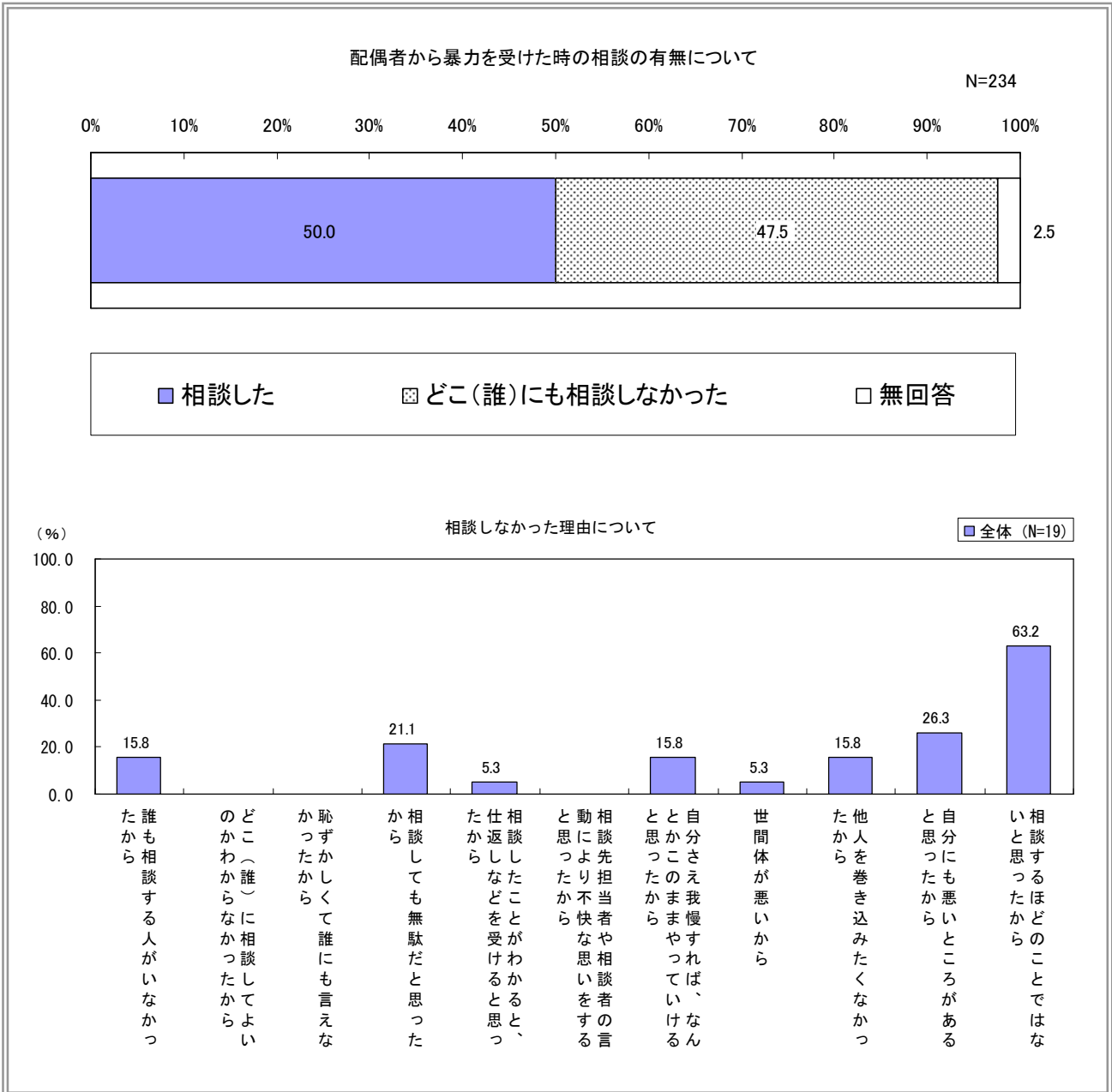


図16：配偶者から暴力を受けた時の相談について（H25）



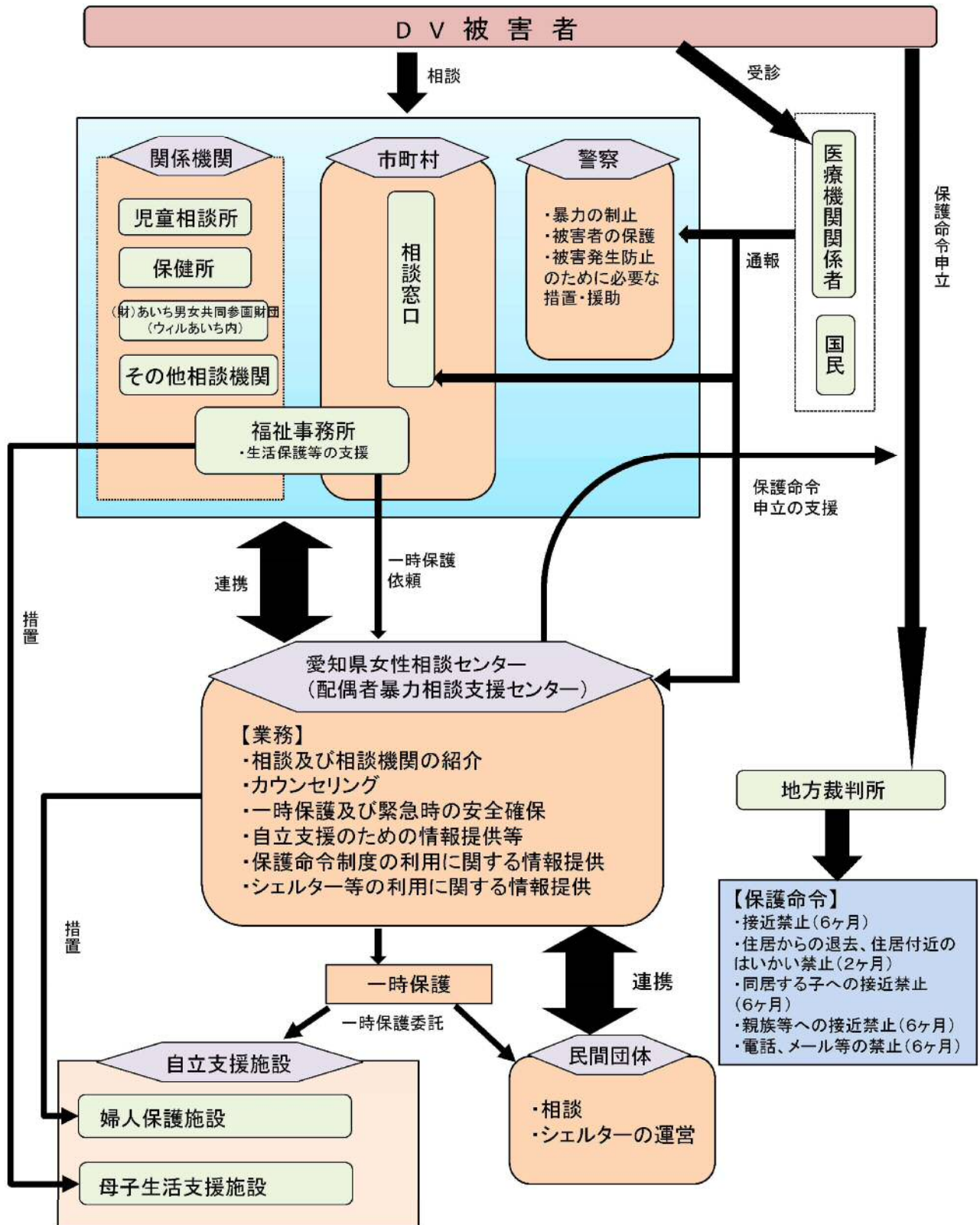
5-1-1 男女間の暴力を根絶するための教育・啓発の充実

いかなる暴力も人権侵害としてとらえ、暴力防止に向けた啓発活動や支援者への教育を推進します。

5-1-2 被害者の支援体制・相談窓口の充実

ドメスティック・バイオレンスの被害者に対する支援体制・相談窓口の充実を図ります。また、関係機関の連携強化や相談・見守り体制の充実を図ります。

DV被害者保護・支援の流れ



「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」より

第4章 プランの推進体制

1 プラン推進のための体制づくり

1-1 プラン推進体制の整備

男女共同参画社会の実現のため、本村において男女共同参画推進会議を開催します。

役場内には男女共同参画に関する庁内推進委員を設置し、庁内でのプランの進捗管理を行います。また、職員には研修を実施し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

プランの進捗管理については、「PDCAサイクル」をもとに庁内推進委員が毎年プランに位置づけられた事務事業の評価を行い、男女共同参画推進会議で、プランの進捗状況の報告を行います。

また、各種団体が円滑に活動できるよう事務局担当課において、ネットワークのコーディネートの役割を果たしていきます。

1-2 村民、村（行政）、事業所の連携

村役場から村民、事業所へ、男女共同参画に関する情報提供を行います。また、村内の事業者から村民の地域活動やイベントなどへの参画を促すことによって、村民、役場、事業所の三者による村内連携・協働をめざします。

2 プランの数値目標

2-1 プランの数値目標

本プランでは、基本方針ごとに指標を定め、毎年度及び10年のプラン期間の最終年度にあたる2028年度末までの数値目標を設定しました。目標年度において、アンケート調査や統計資料により、指標の達成度を点検し、評価していきます。

1. 男女がともに参画できる社会への意識づくり

評価事項	現状(H30)	目標	点検時期	把握方法
1. 村広報・村ホームページによる啓発(年間)	5回	8回	毎年度	掲載実績
2. 男女共同参画セミナー開催数	1回	1回(継続実施)	毎年度	開催実績
3. 「男女共同参画社会」という言葉の認知	50.4% (H25)	70%	随時	アンケート ※概ね5年に1回
4. 社会全体でみた場合、男女の地位は「平等である」の割合	17.5% (H25)	30%	随時	アンケート ※概ね5年に1回

2. 男女がともに担う地域社会づくり

評価事項	現状(H30)	目標	点検時期	把握方法
1. 村の審議会等委員の女性委員の割合	18.56%	30%	毎年度	審議会等の実績
2. 男女共同参画セミナー修了者数	7人	10人	毎年度	修了実績
3. 地域活動の参加状況(女性の「参加したことがない」の割合)	36.4% (H25)	20%	随時	アンケート ※概ね5年に1回

3. 男女がともに働きやすい環境づくり

評価事項	現状(H30)	目標	点検時期	把握方法
1. 男性職員の配偶者出産休暇等取得率	100% (H29 実績)	80%以上	毎年度	取得実績 ※飛鳥村特定事業主行動計画の目標値
2. 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知	26.9%	50%	随時	アンケート ※概ね5年に1回

4. 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

評価事項	現状 (H30)	目標	点検時期	把握方法
1. 健診を受けている人の割合(30歳以上)	82%	85%	毎年度	アンケート ※概ね5年に1回
2. 健康に気をつける人の割合(20歳以上)	81%	86%	毎年度	アンケート ※概ね5年に1回

5. 男女間の暴力の根絶

評価事項	現状 (H30)	目標	点検時期	把握方法
1. DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する啓発(年間)	1回	継続実施	毎年度	掲載実績
2. 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉の認知	86.8% (H25)	95%	随時	アンケート ※概ね5年に1回

飛島村男女共同参画推進プラン

2019-2028

発行年月 平成31年 3月

発行 飛島村

編集 総務部企画課

〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地

電話 0567-97-3462